

令和5年度 大津市立小松学校いじめ防止基本方針

はじめに

2011年（平成23年）の市内中学生が自ら命を絶たれた痛ましい事案以降、このような悲しみを再び繰り返してはならないという強い決意のもと、小松小学校においては、いじめ防止対策推進法（以下「法」といいます）、大津市子どものいじめの防止に関する条例（以下「条例」といいます）、大津市いじめの防止に関する行動計画に基づき、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対処」を柱に、いじめ問題に対する対策を進めてきました。

条例には、以下のような基本理念が定められています。

「全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こりうると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。」

この基本理念に則り、小松小学校では、過去の反省を忘れることなく、子どもの声や主体性を大切にしながら、地域社会全体で、いじめ対策に取り組んでいくことが重要であると考え、本校のいじめ防止基本方針を定めました。

全ての子どもたちが安心・安全に学校生活を過ごす事ができ、一人ひとりの笑顔が輝く学校づくりを進めるためにも、学校組織全体で、以降に示す取組を進めます。

目次

1	いじめ問題に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・	P. 2
	（1） いじめの未然防止	
	（2） いじめの早期発見	
	（3） いじめへの対処	
2	「いじめ対策委員会」の設置・・・・・・・・・・	P. 8
	（1） 役割	
	（2） 構成員	
	（3） 関係する校内委員会等との連携	
	（4） いじめ事案対応フロー図	
3	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項・・・・・・・・	P. 9
	（1） 基本方針、年間計画の見直し	
	（2） 基本方針、年間計画の公開・説明	
4	いじめ防止等に向けた年間計画・・・・・・・・・・	P. 10

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要であると考えます。法では、「いじめ」を以下のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、このいじめの定義に基づき、「未然防止」「早期発見」「早期対応」に関する以下の内容について、組織的に進めます。

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての児童（生徒）を対象としたいじめの未然防止の観点重要です。

このため、本校では、すべての児童（生徒）が、より良い人間関係を構築できるような態度を育むことで、いじめを生まない環境づくりを進めます。また、家庭、地域その他の関係者に対し、学校での取り組み内容を説明し、協力を求めることで、地域社会が一体となった取組を進めます。

取組の基本となるのは、児童（生徒）が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中で、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく事であると考えています。学校のあらゆる教育活動の中で、すべての児童が自己存在感を感じ、自己決定の場を与えられ、共感的関係を育てる機会を設けることを大切にし、互いを認め合える人間関係・学校風土の醸成に努めます。加えて、児童（生徒）自らがいじめについて学び、取り組む等の自主的・自治的な活動を積極的に支援し、児童（生徒）一人ひとりが主役となる学校づくりも進めます。

そうした未然防止の取り組みについては、日常的な児童（生徒）の行動の様子や欠席の状況を把握し、その状況に応じ、随時見直しを図ることで、より充実した取組を進めます。

ついで、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① 子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
34	【重点・必ず実施を】 いじめ防止啓発月間を中心とした子ども主体の取組の推進	・学級で取り組んだ『なかよし行動せんげん』を回収し、校内に掲示をしたり、給食時間中に「いじめ防止クラスのスローガン」を校内放送で紹介したりすることによって、いじめの根絶を目指す。

35	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	・ “いじめに関するアンケート” をもとに、5月に各学級でいじめに関する学級指導を行った後、各学級のいじめ撲滅の日めくりカレンダー『なかよし行動せんげん』を作成する。さらに、それらをもとに今年度の小松小児童会の活動方針を作成する。
----	----------------------------	---

② 子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
36	いじめが許されないことを理解し、子どもの解決力を育むための教育の推進	・ いじめ問題及び人権教育等などに関するゲストティーチャーを招いて、授業や講演を実施する。さらに、もし自分がいじめにあったときや、いじめを見たときにどのような行動をとれるのかを伝えるなど、子どものいじめに対する解決力を育む。
37	【重点・必ず実施を】 インターネット上のいじめ防止を含む情報モラル教育の実施	・ 各教科等の中で、情報モラル教育を推進する。また、他のいじめと同様に、スマートフォンや通信機能付きゲーム機を用いた「ネット上のいじめ」も決して許さない態度を育てる。 ・ ネット上のいじめについて、学校からのお便りなどで保護者に、始業式・終業式、校内放送などで児童に啓発を図る。
38	相談することの大切さに関する啓発	・ 相談窓口等の広報啓発物品等の配付などの機会を捉え、自分だけで悩みを抱えることのないよう、教師や保護者、地域の方など身近な大人や相談窓口等、自分が一番相談しやすい方法で相談することの重要性を伝えていく。
39	子どもの心を豊かにする道徳教育の推進	・ 道徳の「生命尊重」に係る学習や『いのち』の重要性に触れることのできる教材を用いた学習を通して、さまざまな『いのち』との関わりを実感させ、思いやりのある子どもを育てる。 ・ 年1回、全学級で命の尊さに関する道徳授業を実施する。（全校一斉道徳参観予定） ・ 年に2回、子ども支援コーディネーターが全学級に入り、いじめの未然防止に関わる講話を実施する。
40	自他ともに認め合う人権教育の推進	・ 道徳の時間に『なかま』や『友だち』に関する授業を行ったり、各学級の実態に合わせて仲間作りイベントを行ったりする。それらを通して、集団の中で多様な個性が輝き合い、お互いの存在を尊重しながら、信頼で結ばれた成長し合う関係づくりをめざす。 ・ 12月に『心あったか小松っ子の日』を設定する。

41	分かりやすい授業づくり・子どもの存在や意見が尊重される学級づくりの推進	・全教科にわたり、可能な限り少人数グループを使った学習を実施する。 ・道徳性を育む環境づくり、係活動、みんな遊び等、子どもの自主的な活動を推進する。
42	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	・異学年たてわり集団による縦割り清掃や学期に1回程度、縦割り遊びを実施する。 ・舞子浜ハイクを実施する。 ・運動会で2学年による縦割り集団の団体演技を実施する。

③ 教員に対する研修・支援

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
43	学校いじめ防止基本方針の策定、保護者・地域への周知	・子どもや保護者、地域関係者に、授業や懇談会、学校運営協議会などを通して、わかりやすく説明し、学校のホームページに小松小学校いじめ防止基本方針を公表する。 ・いじめ事案の相談や対応を担当する存在として、子ども支援コーディネーターの周知を図る。
44	【重点・必ず実施を】 保護者・地域に向けた子ども支援コーディネーター等学校への相談の呼びかけ	保護者・地域の方に対し、保護者、地域関係者に、授業や懇談会、学校運営協議会などを通して、わかりやすく説明し、学校のホームページに小松小学校いじめ防止基本方針を公表することで、子ども支援コーディネーター等の学校の相談先を周知する。ことを通じ、保護者や地域の方がいじめやその他の子どもの課題を発見した際に、学校に情報提供していただける関係づくりに努めます。 特に保護者は、子どもが悩みを相談する際の主要な相談先の1つであることから、入学説明会等での紹介や学校だより等への掲載等を通じ、重点的に相談の呼びかけを行います。

④ その他（学校独自の取組）

取組目標
・12月に「心あったか小松っ子の日」を設定する。 ・コミュニティ・スクールを活用し、地域全体でいじめをなくす風土を育てる。
・異学年たてわり集団によるたてわり清掃やたてわり遊び、舞子浜ハイクを実施する。

＊学校いじめ防止基本方針は、「大津市いじめの防止に関する行動計画」に位置付ける取り組みのうち、学校が実施する施策の取組目標を記載しています。NO. 1～33の取り組みは、市・市教育委員会が実施する施策です。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。そのようなことから、本校では、たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から学校のいじめ対策委員会が中心となり積極的に対応します。

そのためには、多くの大人が児童（生徒）の小さな変化に気づく、鋭い観察力を高める必要があります。このため、本校では、日頃から児童（生徒）の様子をしっかりと見守り、教職員間で定期的に共有します。わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかとの疑いを持って、いじめ対策委員会で対応について協議します。その上で、いじめを軽視することなく、事実関係に基づいて積極的に認知します。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童（生徒）の立場に立って行います。

また、児童（生徒）または保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できるよう、学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組みます。それとともに、児童（生徒）または保護者が日頃からいじめについて相談しやすい雰囲気づくりに努めます。また、学校が家庭と緊密な連携をすることにより、学校と保護者との間の情報共有をし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。

加えて、より多くの大人が児童（生徒）の悩みや相談を受け止めるため、保健室や相談室の利用、関係機関の開設している相談窓口について広く周知するとともに、地域関係団体や保護者に対しても協力を求めます。

ついては、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
47	【重点・学期に1回以上は必ず実施を】いじめ等の早期発見のための定期的なアンケート調査の実施	・ いじめに関するアンケート調査を3回程度実施する。
48	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	・ 全校児童を対象とした教育相談週間を6月と11月に実施する。 ・ 月2回程度、スクールカウンセラーによる教育相談を行う。
49	教職員による校内及び校門等における見守り活動の実施	・ 長休みや昼休みの時間帯に、校内の巡回・見回りを実施する。

50	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	・日頃から連絡帳のやりとり、電話連絡、家庭訪問などを通して、子どもの気になる様子や頑張っている姿などの情報交換を実施し、家庭との連携を図る。
----	----------------------	--

② いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
51	【重点】子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた様々な課題に関する情報の集約・情報共有	・週1回の定期いじめ対策委員会、小松の子どもを語る会等で情報の集約・情報の共有を図る。 ・小規模校の良さを活かし、普段から職員室で情報共有を図る。
52	いじめの疑いの段階での翌授業日中の教育委員会への速報	・いじめ問題が発生したとき、「緊急いじめ対策委員会」を随時開催し、組織的に情報共有・対応方針の検討を行った上で、翌授業日中に事案概要を報告する。
53	保幼小中の連携や学年を超えた情報共有の推進	・週1回の定期いじめ対策委員会、小松の子どもを語る会等で情報共有を図る。 ・小規模校の良さを活かし、普段から職員室で情報共有を図る。 ・保・幼・小・中学校連絡会議を必要に応じて開き、情報共有を図る。

③ その他（学校独自の取組）

取組目標
・10月～11月に4年生以上の児童を対象に行う教育相談アンケートでは、担任だけでなく、全ての教員やスクールカウンセラーを含めた全校体制で、子どもの意向に沿った教育相談を行う。

（3）いじめへの対処

本校では、教職員がいじめと疑われる場面を発見・通報を受けた場合には、一人で抱え込むことなく、速やかにいじめ対策委員会を中心とした組織で対応をします。被害を受けた児童（生徒）を守り通すとともに、教育的見地から、毅然とした態度で加害児童（生徒）を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童（生徒）の人格の形成に主眼を置いた指導を進めます。

例えば、遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、教職員はその場でその行為を止めます。また、児童（生徒）や保護者から、「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、被害を受けている児童（生徒）や相

談のあった児童（生徒）の安全を確保します。

特に、インターネット上のいじめへの対応については、大津市および大津市教育委員会が作成している「インターネット上のいじめに関する対応マニュアル」に基づいて対応します。

いじめ対策委員会では、いじめの疑いがあった場合、直ちに情報を共有し、速やかに関係児童（生徒）から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。事実確認の結果は、校長が責任を持って大津市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童（生徒）の保護者に連絡します。

なお、児童生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときや、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるとき、もしくは、指導を行ってもいじめ行為が止まないときなど、学校がいじめられている児童生徒を徹底して守り通すために必要と判断する場合は、所轄警察署等関係機関や、心理や福祉等の専門家と相談し、連携して対処を進めます。

このため、すべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、平素から関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめの対処

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
54	【重点】「いじめ対策委員会」の開催を通じた組織的な対応	・「いじめ対策委員会」を週1回及び緊急時に開催し、教職員・子ども支援コーディネーター・教頭・校長が組織的に情報共有を行い、指導の方針、支援内容、役割分担等の対応方針を決定する。
55	いじめ事案の解決に向けた対応（被害の子どもへの支援・加害の子どもへの指導等）	・いじめを受けた児童・保護者に対して、学校全体で組織的に対応し、被害の子どもを徹底して守り通す支援を行う。いじめを行った児童への指導、その保護者への助言を継続的に行う。学校での指導だけでなく、必要に応じて関係機関と連携を図り、指導する。
56	インターネット上のいじめへの対応	・ネット上のいじめを確認した場合、被害・加害の背景や事情について考慮し、被害・加害の保護者とともに、連携しながら対応を進める。
57	重大ないじめ事案が発生した際のアンケートや聴き取りによる適切な調査の実施	・重大ないじめ事案が発生したときなど、子どもにアンケート調査を実施する必要があると認められる場合には、迅速にアンケート調査を実施し、速やかに個別懇談を実施するなど、いじめ事案の事実確認を含め、実態の把握に努める。
58	いじめ事案に関する情報の適正な管理・保存	・いじめ事案に関する情報が記載された文書については、公文書として適切な管理及び保存（5年保存）を徹底する。

59	いじめ事案が生じたときの保護者との連携	・ いじめ事案が発生したときは、保護者に事実確認できたことや指導方針、内容、また今後の支援等について、家庭訪問を基本として適時適切に保護者に伝える。いじめの事象が見られなくなった後も、保護者と定期的に連絡を取り連携を図る。
----	---------------------	---

② その他（学校独自の取組）

取組目標
・ 聞き取りを行うとき、言葉だけでは状況が伝わりにくい児童に対して状況を文字や図に視覚化して表し伝える工夫を行う。

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第 22 条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。その役割等については、以下のとおりとします。

（１）役割

- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する
- イ) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う
- エ) 児童（生徒）や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う
- オ) いじめの疑いや児童（生徒）の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- カ) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童（生徒）等への事実関係の聴取、児童（生徒）に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- ケ) P D C A サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

（２）構成員

いじめ対策委員会の構成員は、管理職、主幹教諭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事（主任）、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーとします。

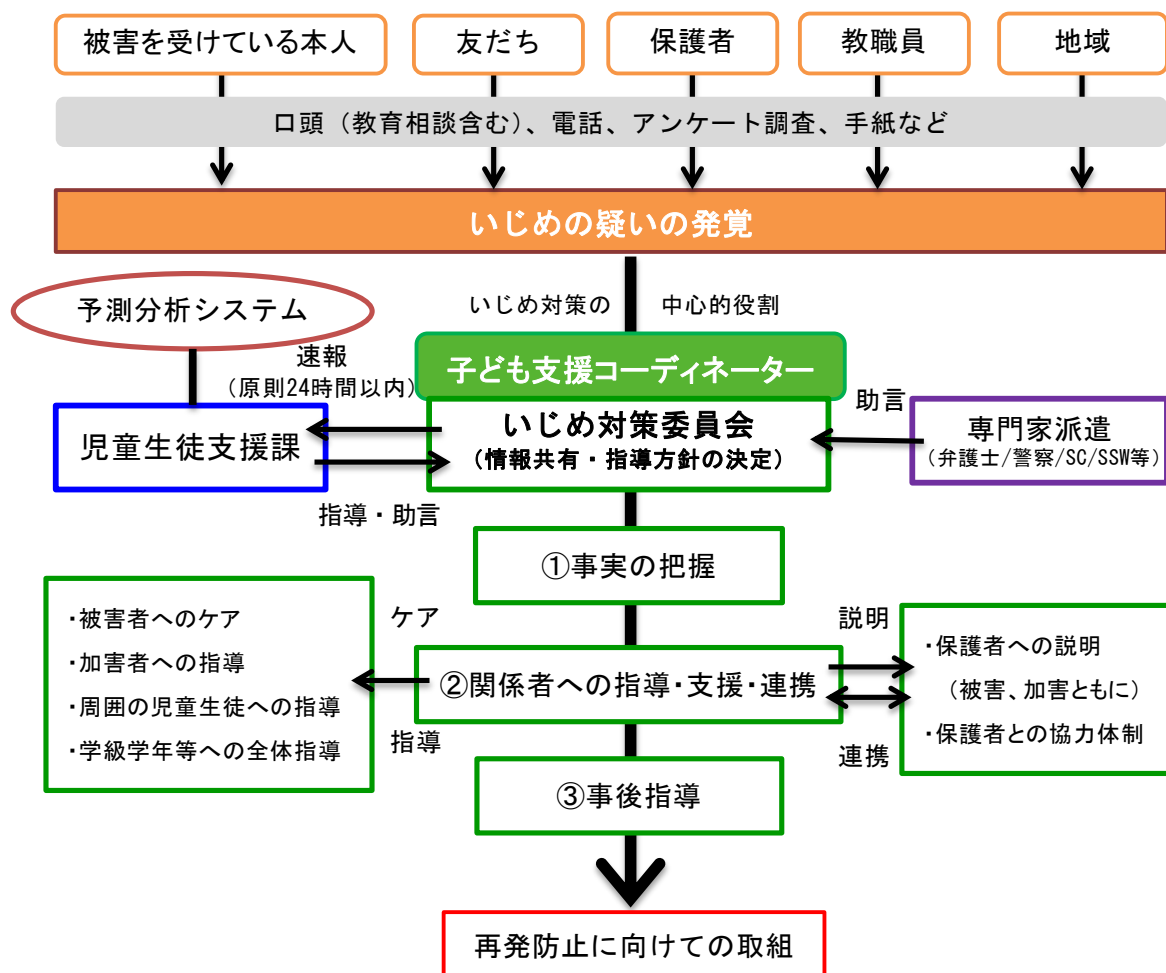
なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官（もしくは警察官 O B）・教員経験者など外部専門家の参加を得ます。

(3) 関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導委員会、教育相談部会、人権教育部会等と役割分担し、連携して取り組みます。

(4) いじめ事案対応フロー図



(5) 学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況の評価等を協議するため、「拡大いじめ対策委員会」を設置します。

その構成員は校長、教頭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事等の学校教職員の他、PTA会長、自治連合会会長、青少年育成学区民会議会長、主任児童委員等の学校関係者とします。

3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、目標の達成状況（活動実績）を自己評価し、その結果について年度末に津市教育委員会へ報告しています。また、評価に際しては、目標の達成状況（活動実績）を評価する

とともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をPDCAサイクルに基づき、毎年度見直します。

(2) 基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

4 いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取組	備考
4	いじめ防止方針（案）策定〈①・②・③・④〉 学級懇談会〈④〉 家庭訪問〈②〉	
5	『なかよし行動せんげん』の作成及び児童会活動方針の決定 〈①・②・③〉	・児童会活動を中心にした取組の実施
6	いじめ防止啓発月間〈①・④〉 第1回教育相談週間〈②・③〉 第1回いじめに関するアンケート〈①・②・③〉	・道徳による『いのちの学習』
7	個別懇談〈④〉	
8	いじめ問題に関する校内研修会〈①・②・③・④〉	・自殺予防教育や人権教育等に関連した研修
9		・道徳による『なかまの学習』 ・委員会活動を中心にした取り組みの実施
10	いじめ防止啓発月間〈①・④〉 教育相談週間に向けたアンケート 第2回いじめに関するアンケート〈①・②・③〉	
11	第2回教育相談週間〈②・③〉	
12	心あったか小松っこの日〈①・②・③〉 2学期末学校評価アンケート〈①・②・③・④〉 学級懇談会〈④〉	
1		
2	第3回いじめに関するアンケート〈①②③〉 第3回教育相談週間〈②・③〉	
3	第1回小松の子を語る会〈①・②・③〉 いじめ防止対策委員会〈①・②・③〉	
年間	朝のあいさつ運動、下駄箱チェック〈①・②〉 いじめ防止対策委員会〈①・②・③〉	

※いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関すること…②

いじめの早期対応に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④